

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正案	改正前
<p>(期末手当) 第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>	<p>(期末手当) 第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の115</u>、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の95</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「100分の60」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>

第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、<u>「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、<u>「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>